

## 私立保育園の認定こども園の認可申請（移行）について

### 1 認定こども園について

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せもっている施設です。保護者が働いている・いないに関わらず利用可能です。

認定こども園には4類型があり、現在、市内民間園には幼保連携型認定こども園9園、地方裁量型認定こども園1園、保育所型認定こども園11園の合計21園あります。

また、令和4年度から公立保育園全園（15園）が認可保育所から保育所型認定こども園に移行しました。

※裏面：認定こども園4類型の比較 参照

### 2 認定こども園への移行について

(1) 認可する類型 保育所型認定こども園

(2) 開設（移行）年月日 令和8年4月1日

(3) 施設一覧

No.	施設名	住所
1	社会福祉法人 慈光福祉会 慈光保育園	飯田市宮の前 4410-1

### 3 市意見書について

上記の1園から提出のありました認可申請書に対し、飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会（飯田市版子ども・子育て会議）委員の皆様よりご意見等伺い、飯田市からの意見書を添付して長野県に提出します。

# 認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

## ■認定こども園 4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性 格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主 体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人 <sup>*1</sup>	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭 <sup>*2</sup> (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望まし いがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望まし いがいずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従 事する場合は、保育士資格が必要  満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望まし いがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)  ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)  ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

\*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

\*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。



## 保育士資格及び幼稚園免許状取得の特例について

幼保連携型認定こども園では、原則、保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)を置くこととされていますが、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するため、保育士資格及び幼稚園免許状の取得の特例(保育所又は幼稚園における実務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数などを軽減)が設けられています。

※新制度施行から5年間の特例です。

## 私立保育園の認定こども園の認可申請（移行）園の概要及び市町村長の意見書の補足資料

施設名 慈光保育園

1 保育所型認定こども園

(1) 認可申請園の概要

### ア 利用定員、基本理念・方針

利用定員												合計	
1号				2号・3号									
3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計			
1	1	1	3	3	5	5	4	5	5	27	30	移行後	
—	—	—	—	5	10		5	5	5	30	30	現定員	

基本理念・方針	<p>児童福祉法第3条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、適当な環境を与えて情操陶冶を行い、宗教的萌芽を啓培し、もってその心身の発達を助長することを目的とし、次に示す事項を重視して、養護・教育を一体的に行うことを基本とする。</p> <p>①仏教精神を根底においていた、ともに育つ保育を行う。          ②家庭と綿密な連携の下、子どもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して行う保育を大切にする。          ③保育所の役割及び機能が適切に發揮されるよう、的確な知識と判断をもって、子どもを保育するとともに、保護者への対応を行う。</p>
教育及び保育のねらい	<p>乳幼児における保育が、生涯に亘っての人間形成の基礎を培うために大切であることを踏まえて、一人一人の乳幼児が感謝の念を持つとともに、生きる喜びを感じ得できるよう、次の目標の達成に務める。</p> <p>①くつろいだ雰囲気の中で生活し、心と体を作る。          ②健康・安全など生活に必要な態度を養う。          ③他の人々と親しみ、喜びや悲しみを共感し合う心を養う。          ④生活の中で、言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養う。          ⑤さまざまな体験を通して、豊かな感性や表現する力を育み創造性を培う。体を使うこと大好き！自分で考えること大好き！人とかかわること大好き！を育てます。</p>

イ 運営管理（開園時間：1号（教育標準時間）2・3号（保育短時間・保育標準時間）、休園日、長期休園日）

開園時間	1号		
	教育標準時間	休園日	長期休園日
7:30～19:00	9:00～15:00	土・日・祝日	8/6～8/18、12/25～1/6、3月卒園式翌日～3/31

開園時間	2・3号			
	保育短時間	保育標準時間	休園日	長期休園日
7:00～19:00	8:00～16:00	8:00～19:00	日・祝日 3月最終土曜日	12/30～1/3

（2）市町村意見書の補足

ア 子育て支援事業

事業名	事業内容	開催数
親子の相互交流	園開放、ふれあい遊び、絵本読み聞かせ	週1日
子育て相談	保護者からの養育相談、情報提供及び助言	随時
その他	一時預かり事業	随時

イ 選考方法

（運営規定より）

- 定員を超過する申し込みがあった場合は次の基準を選考基準に加える。

①書類選考により決定する。

②申し込みを受けた順序により決定する。

③当園の教育・保育理念に基づき決定する。

なお、特別な配慮が必要な子どもの選考に当たっては、保護者等との協議を十分に行うとともに、関係機関や市保育家庭課と協議する。

## 認定こども園の設置に関する市町村長の意見書 （案）

(施設名) 認定こども園 慈光保育園

### 1 保育所に関する計画との適合性について

(1) 入所待機児童数、人口数、就学前児童数、就業構造、その他保育需要に影響を与える事項に係る数量的、地域的な状況及び動向

#### ①入所待機児童数

令和7年10月1日現在（見込）、飯田市内の保育所・認定こども園の待機児童数はゼロである。

ただし、入所調整の結果、第一希望の園に入所できずに第二希望以降の園に入所していただくケースがある。（例：兄弟姉妹で別々の園への入所など）

近年、就労形態の多様化（女性の就労増加）及び産前産後休暇・育児休暇からの仕事復帰を理由とした0・1歳児を中心とした年度途中の入所の申込みは増加傾向にあり、年度後半には3歳未満児が入所できる施設が限られる状況にある。

#### ②人口数

（単位：人）

年度	R03	R04	R05	R06	R07
人口	98,921	97,750	96,557	95,400	94,193

（各年度4月1日現在）

#### ③就学前児童数

（単位：人）

年度	R03	R04	R05	R06	R07
5歳	822	780	734	689	675
4歳	782	745	690	673	655
3歳	760	702	667	646	661
2歳	713	685	657	671	638
1歳	702	674	667	634	604
0歳	655	665	645	591	531
計	4,434	4,251	4,060	3,904	3,764

（各年度4月1日現在）

#### ④就業構造

（単位：人・%）

区分	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
人数	52,685	4,217	15,726	30,269
割合	-	8.2	31.4	57.4

（令和2年国勢調査）

(2) 保育サービスに対する需要などに係る地域の現状及び方向

令和3年以降の市内保育所及び認定こども園入所児童数推移

(単位：人・%)

年度	R03	R04	R05	R06	R07
1号認定	197	213	215	208	240
2号認定	2,127	1,987	1,830	1,742	1,711
3号認定	979	955	949	979	958
計	3,386	3,155	2,994	2,929	2,909
3歳未満児割合	29.6	30.3	31.7	33.4	32.9

(各年度5月1日現在)

保育所及び認定こども園の1号認定及び2号認定の入所児童数は、少子化の影響により減少傾向にあるが、3歳未満児の保育ニーズの高まりや働き方にあわせた保育の希望が増えている。

(3) 将来の保育需要

① 令和7年度以降の年齢別人口推計

(単位：人)

年度	R07	R08	R09	R10	R11
5歳	659	634	633	614	588
4歳	638	637	618	592	566
3歳	641	622	596	570	559
2歳	637	610	583	572	563
1歳	620	593	582	573	562
0歳	590	579	570	559	551
計	3,785	3,675	3,582	3,480	3,389

② 令和7年度以降の保育所・認定こども園・事業所内保育所 入所児童数推計 (単位：人)

年度	R07	R08	R09	R10	R11
1号認定	256	250	244	238	229
2号認定	1,717	1,670	1,632	1,592	1,530
3号認定	1,119	1,080	1,040	1,009	992
計	3,092	3,000	2,916	2,839	2,751

子どもの全体数は継続的な減少が予想されるが、3歳未満児の保育ニーズは高いまま推移すると予想される。

## 2 認定こども園が実施する子育て支援事業についての意見

地域における子育て支援を行う機能として、子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場等を提供する機能として、当該施設では、以下の子育て支援事業を展開している。

事業名	事業内容	開催数
親子の相互交流	園開放	週1日
子育て相談	保護者からの養育相談、情報提供及び助言	随時
その他	未就園児交流事業 一時預かり事業	年間9回 随時

### **3 総括的意見**

家族構成や家族の就労状況など保育要件の有無に関わらず、就学前3年間の幼児教育を受けることが可能な保育要件を必要としない保育所型認定こども園への移行については、有用であると考える。また、兄弟姉妹関係で3歳未満児を家庭で養育しながら、認定区分を変更することで、引き続き3歳以上児が無償で同一の幼児教育施設に通所することが可能となる。

以上のことから、当市における子育て支援策として有用であり適当である。

### **4 選考方法についての意見【市町村以外の者が設置する場合】**

1号認定の選定方法について、当該施設では運営規定において「教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。」と規定しており、また利用定員の総数を超過した場合の取扱いについても規定されており、適当である。なお、特別な配慮が必要な子どもの選考にあたっては、引き続き、関係機関や当市こども課と協議することになっている。

### **5 料金についての意見【市町村以外の者が設置する場合】**

重要事項説明書の内容から移行前の認可保育所との違いは無く、適当である。

<添付資料>

- ①市町村の保育事業に関する計画
- ②管内の地図（保育所、認定こども園、無認可保育施設等を表示）

令和7年 月 日

飯田市長 佐藤 健

長野県知事様